



島根県報

平成19年7月20日(金)

号外第95号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

補助金等交付規則第3条の規定により島根県産業人材確保推進事業補助金の交付 (労働政策課)
の対象等を定める告示

告 示

島根県告示第613号

補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)第3条の規定により、島根県産業人材確保推進事業補助金の交付の対象等を次のとおり定める。

島根県産業人材確保推進事業補助金交付要綱(平成18年島根県告示第763号)は、廃止する。

平成19年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県産業人材確保推進事業補助金

2 交付の目的

企業等(日本標準産業分類に定める大分類のうち次に掲げる業種を営み、かつ、県内に事務所又は事業所を有する会社又は個人であって、知事が別に定めるものをいう。以下同じ。)が特定職業紹介事業者(職業安定法(昭和22年法律第141号)第32条の3に規定する有料職業紹介事業者であって、知事が別に定めるものをいう。以下同じ。)に支払う人材紹介手数料に対して補助を行い、企業等による優秀な人材の確保を促進し、もって県内産業の振興を図ることを目的とする。

(1) 鉱業

(2) 建設業

(3) 製造業

(4) 電気・ガス・熱供給・水道業

(5) 情報通信業

(6) 運輸業

(7) 卸売・小売業

(8) 飲食店、宿泊業

(9) サービス業

3 交付の対象となる者

産業について専門的な知識又は技術を有する人材(県外在住者に限る。)を確保するため特定職業紹介事業者に人材紹介を依頼する企業等

4 補助対象経費、交付の率及び交付の限度額

補助対象経費	交付の率	交付の限度額
企業等が特定職業紹介事業者を支払う 人材紹介手数料	補助対象経費の2分の1以内	1件につき、1,000,000円以内

5 その他

補助事業者は、特定職業紹介事業者から人材紹介手数料の返還を受けたときは、当該人材紹介手数料につき交付を受けた補助金相当額の返還を命じられることがある。